

連結納税制度に関するアンケート 結果概要

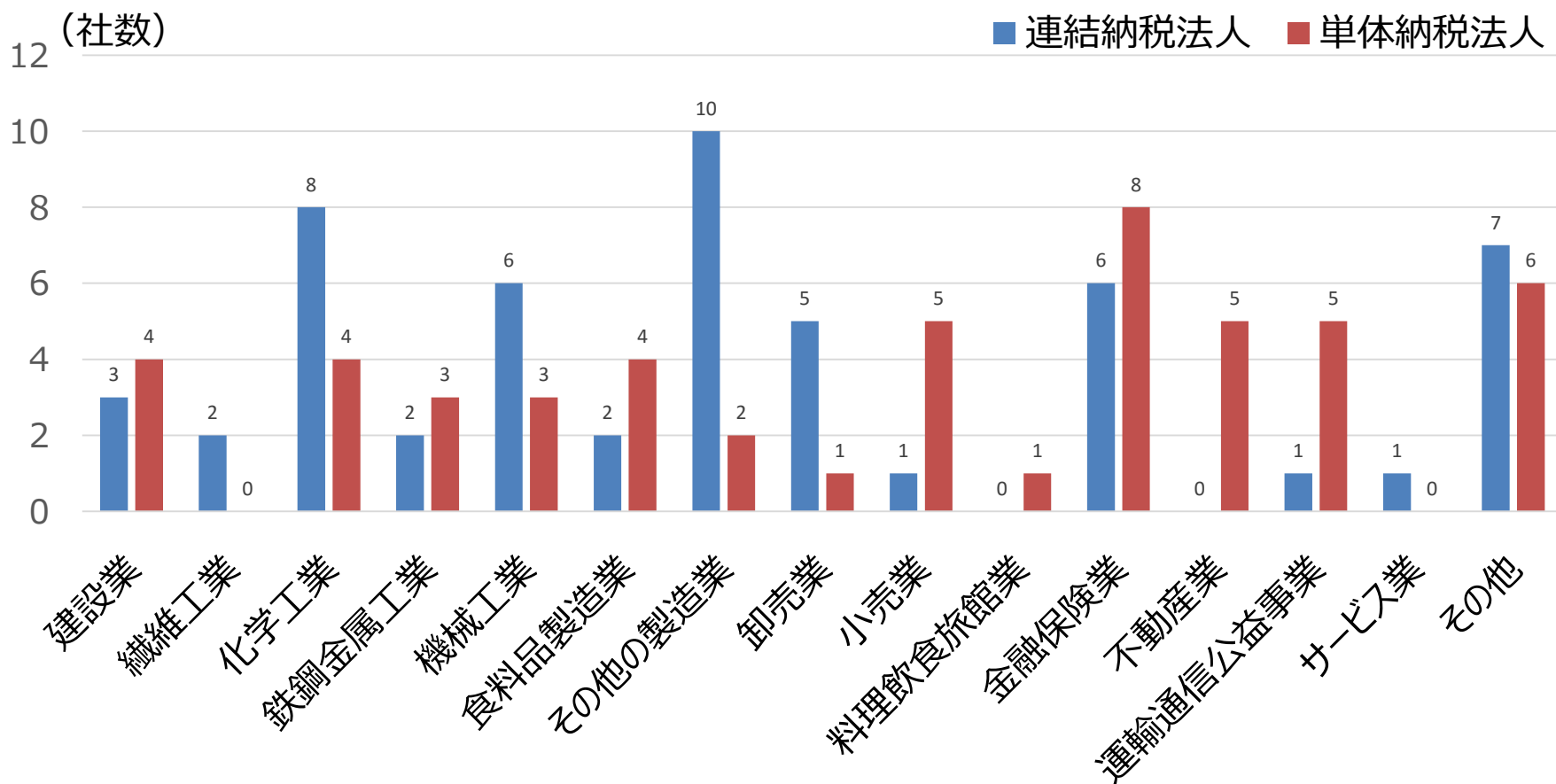
2019年2月14日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. 調査概要

調査概要

- 調査対象：経団連会員企業109社（単体納税法人54社、連結納税法人55社）
- 回答社数・回答率：105社・96.3%（単体納税法人51社・94.4%、連結納税法人54社・98.2%）
- 業種分布（下図のとおり）

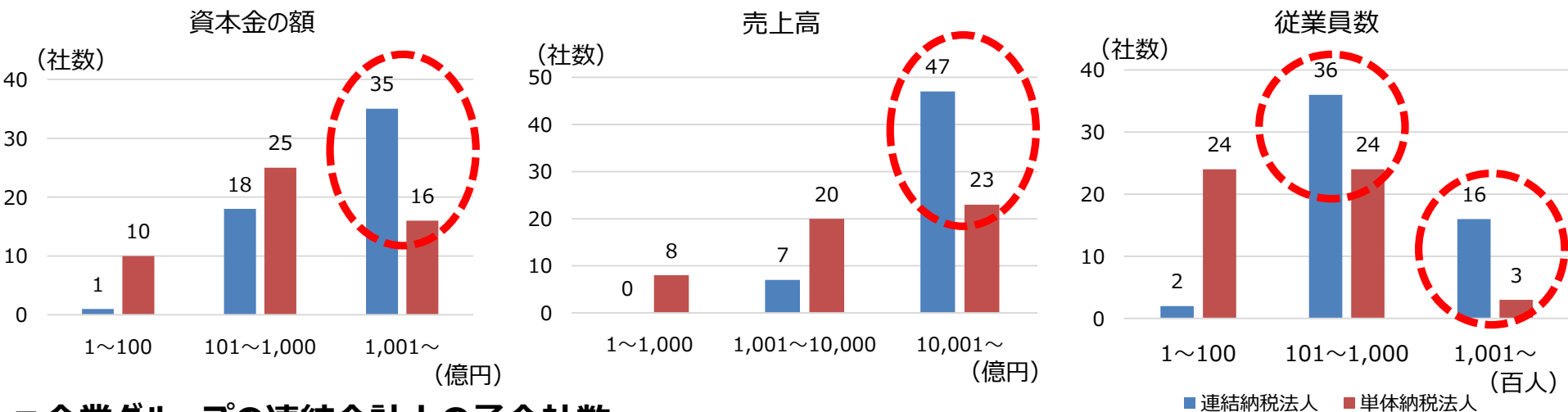


(注) 本調査では、連結納税法人については連結親法人が、単体納税法人については連結納税法人だったならば連結親法人となるべき法人が回答

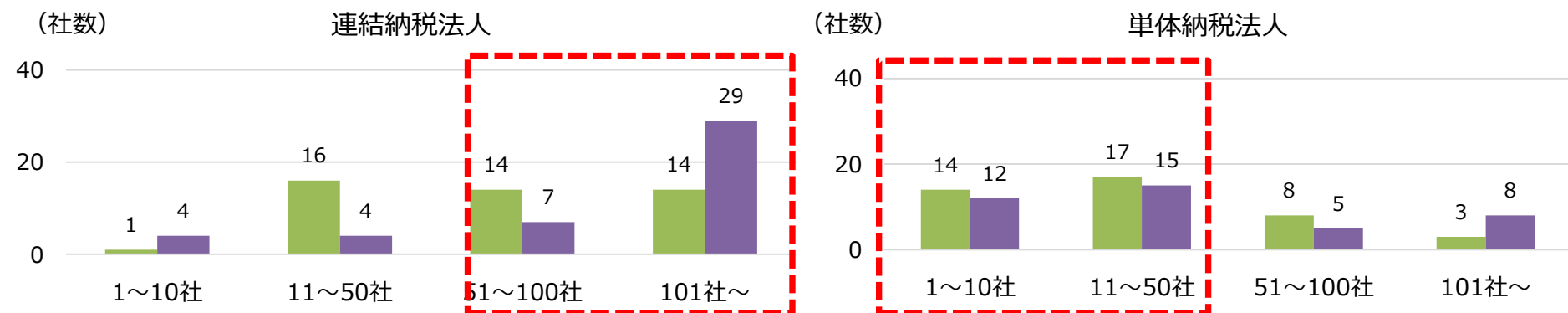
調査対象企業の規模等（１）

- 回答企業の規模は、連結納税法人の方が単体納税法人よりも大きい。
- 会計上の連結子会社数についても、連結納税法人の方が単体納税法人よりも子会社数が多い。

■企業の規模



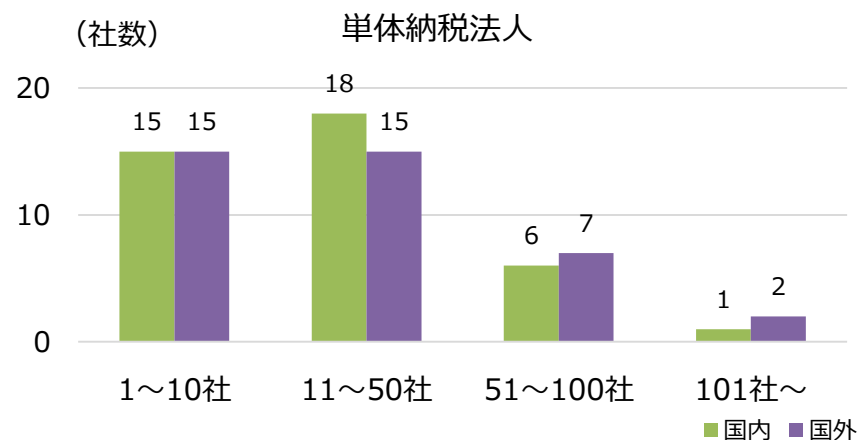
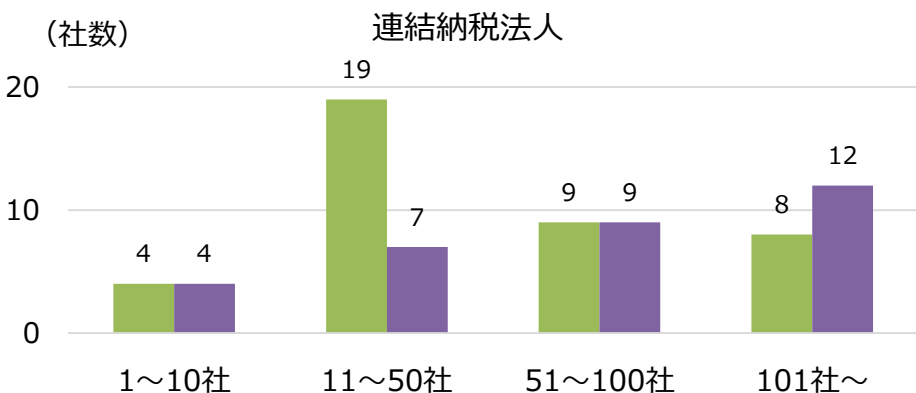
■企業グループの連結会計上の子会社数



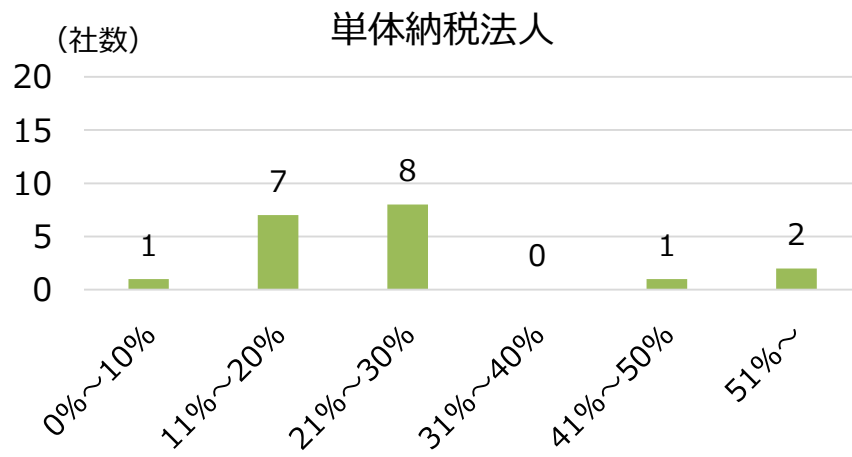
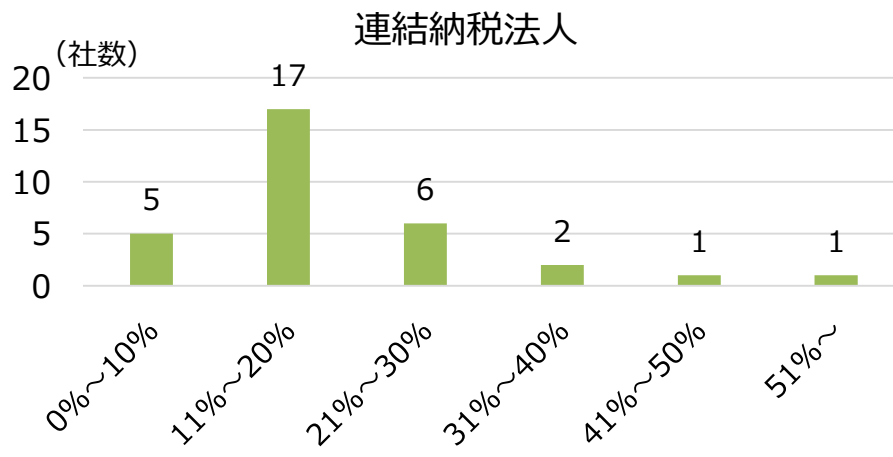
調査対象企業の規模等（２）

- 100%支配している子会社数についても、連結納税法人の方が数が多い。
- 100%支配子会社のうち、赤字国内法人となる数についても同様。

■ 100%支配している子会社数



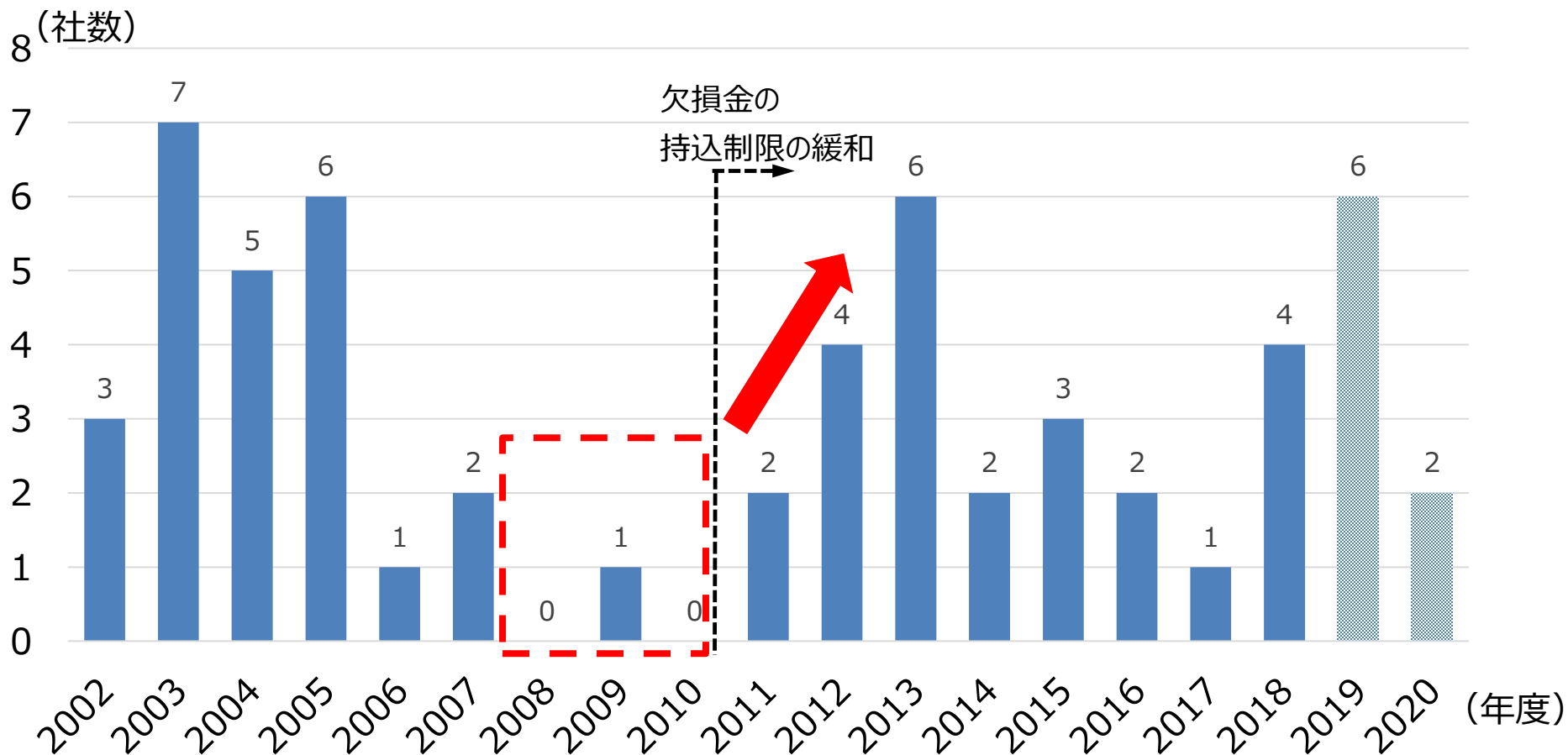
■ 上記の100%支配の国内子会社のうち赤字法人となる割合



2. 連結納税制度の適用状況

連結納税制度の適用開始時期

- リーマンショック後の景気低迷期(2008年度～2010年度)に落ち込んだものの、その後は2012～2013年度ごろに増加に転じている。2012年度以降の増加については、平成22年度改正における欠損金の持込制限の緩和等により使い勝手が向上したことの影響が考えられる。



(注) 2019年度以降は予定も含む

連結納税制度の適用によるメリット

- 最大の回答は、損益通算を行うことによる税負担の適正化。続いて、グループ調整計算。
- 最も重要なものを聞いた場合でも、回答する企業の63%が、損益通算をあげている。続いて、欠損金を子法人で利用できることによる税負担の適正化、グループ調整計算。

連結納税を適用することとした理由（複数回答）

※連結納税法人

0% 20% 40% 60% 80% 100%

損益通算を行うことによる税負担の適正化

51社/94%

グループ調整計算を行うことによる税負担の適正化

26社/48%

親法人の連結開始前の欠損金を子法人で利用できることによる税負担の適正化

20社/37%

グループガバナンスの向上

19社/35%

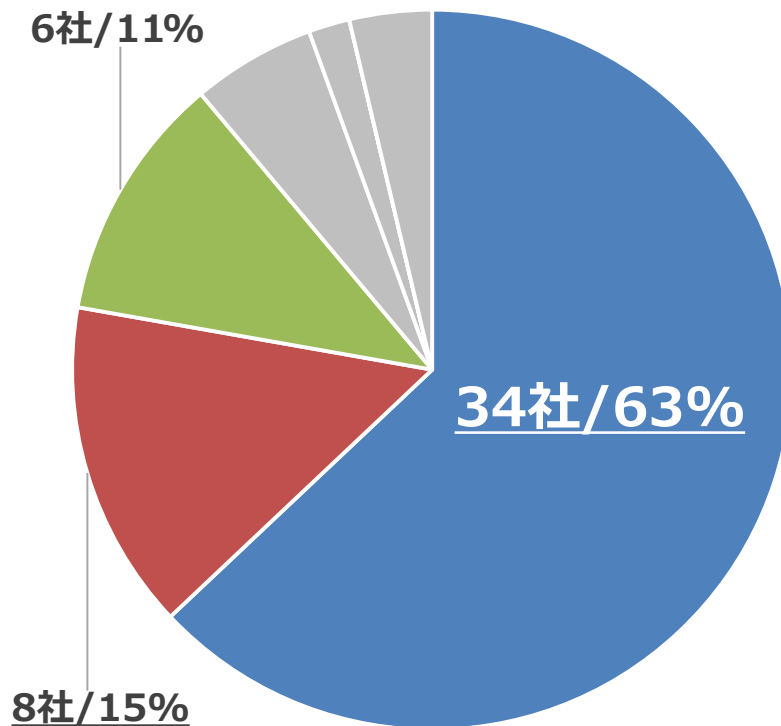
グループ経営の実態に合った納税単位となるため

11社/20%

その他

4社/7%

その中で最も重要だと考えるもの



グループ調整計算によるメリット

- 研究開発税制と外税控除をあげる企業が多い。最もメリットがある項目については、研究開発税制とする企業が17社。

グループ調整計算によるメリットが生じる項目（複数回答）

※連結納税法人

0% 20% 40% 60% 80% 100%

研究開発税制

**20社
/77%**

外国税額控除

17社/65%

寄附金の損金算入額の
上限

11社/42%

受取配当等の益金
不算入制度

8社/31%

外国子会社配当等の
益金不算入制度

5社/19%

所得税額控除の所有
期間判定

3社/12%

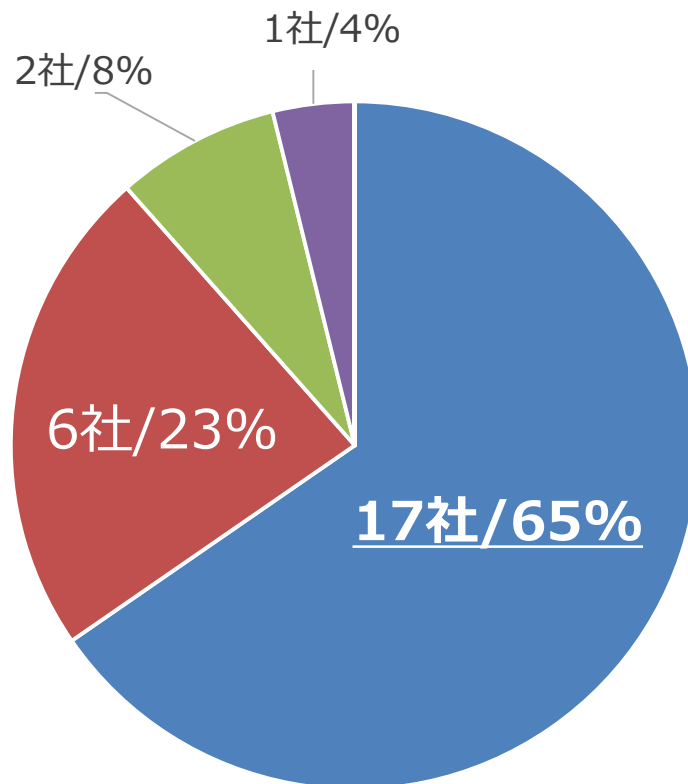
過大支払利子税制の
損金不算入額

1社/4%

その他

1社/4%

その中で最もメリットが生じる項目



連結納税制度の適用によるデメリット

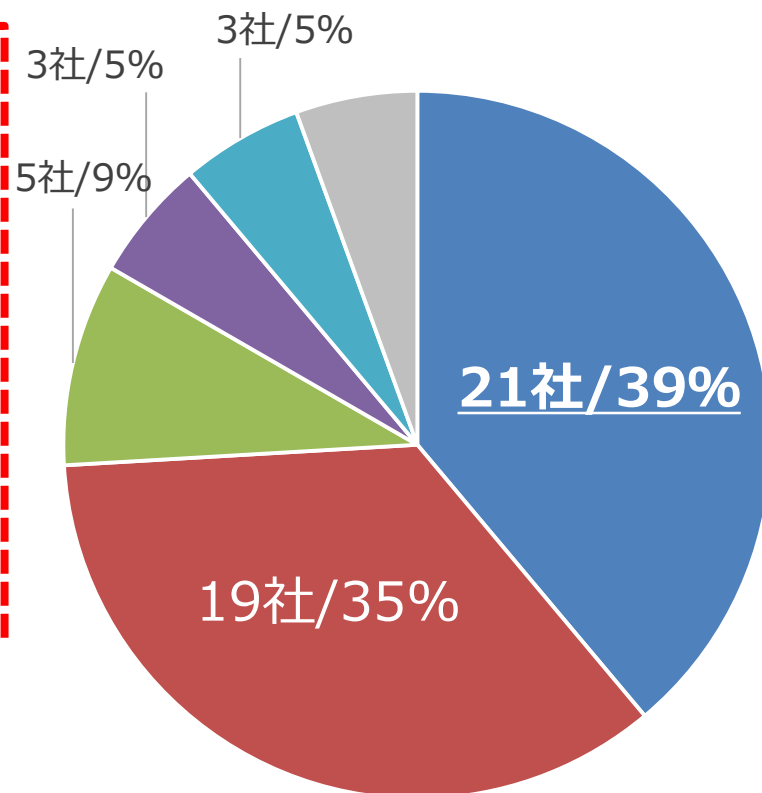
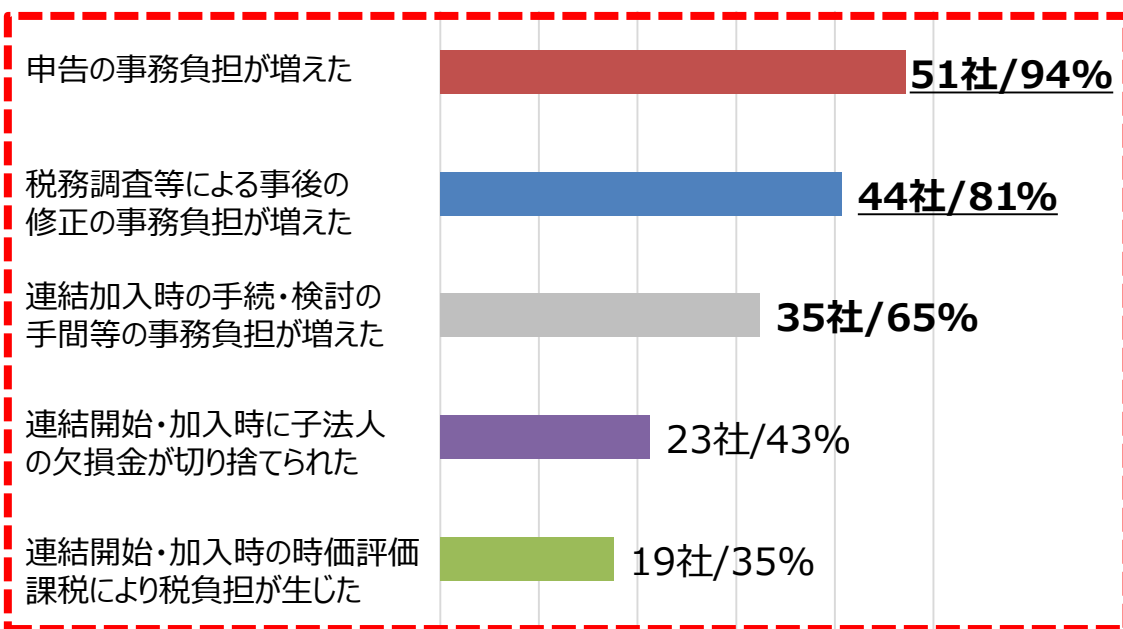
- 申告納税の事務負担とする企業が最多で、事後の修正の事務負担、連結加入時の事務負担をあげる企業も多い。連結開始・加入時の時価評価課税、連結開始・加入時の子法人の欠損金の切り捨ても負担。

連結納税制度を適用することで生じたデメリット(複数回答)

※連結納税法人

0% 20% 40% 60% 80% 100%

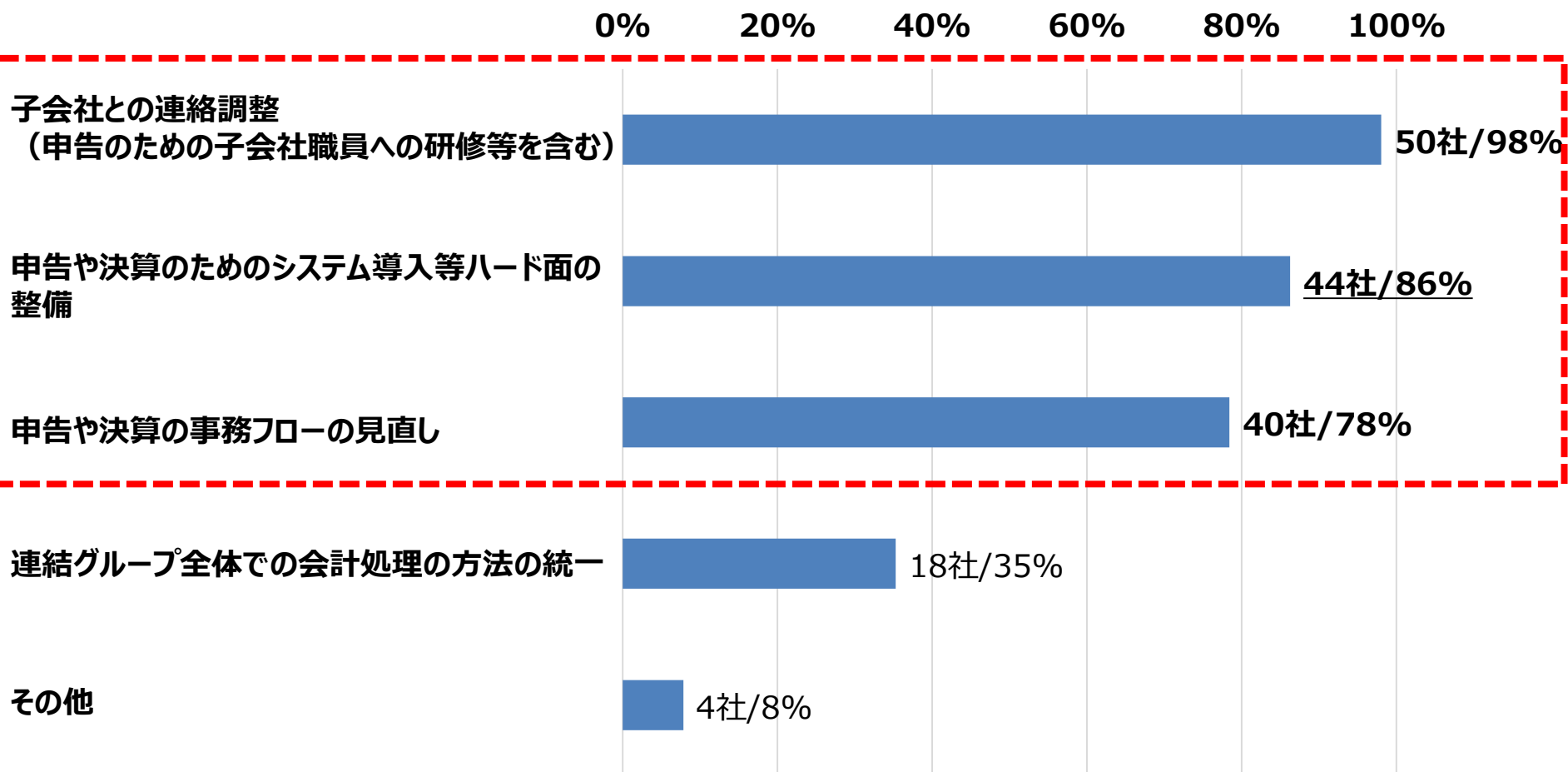
左記のうち最もデメリットが大きいもの



連結納税制度における事務負担

- 具体的な事務負担の内容については、子会社との連絡調整（申告のための子会社職員への研修等を含む）、申告や決算のためのシステム導入等ハード面の整備、申告や決算の事務フローの見直しをあげている企業が多い。

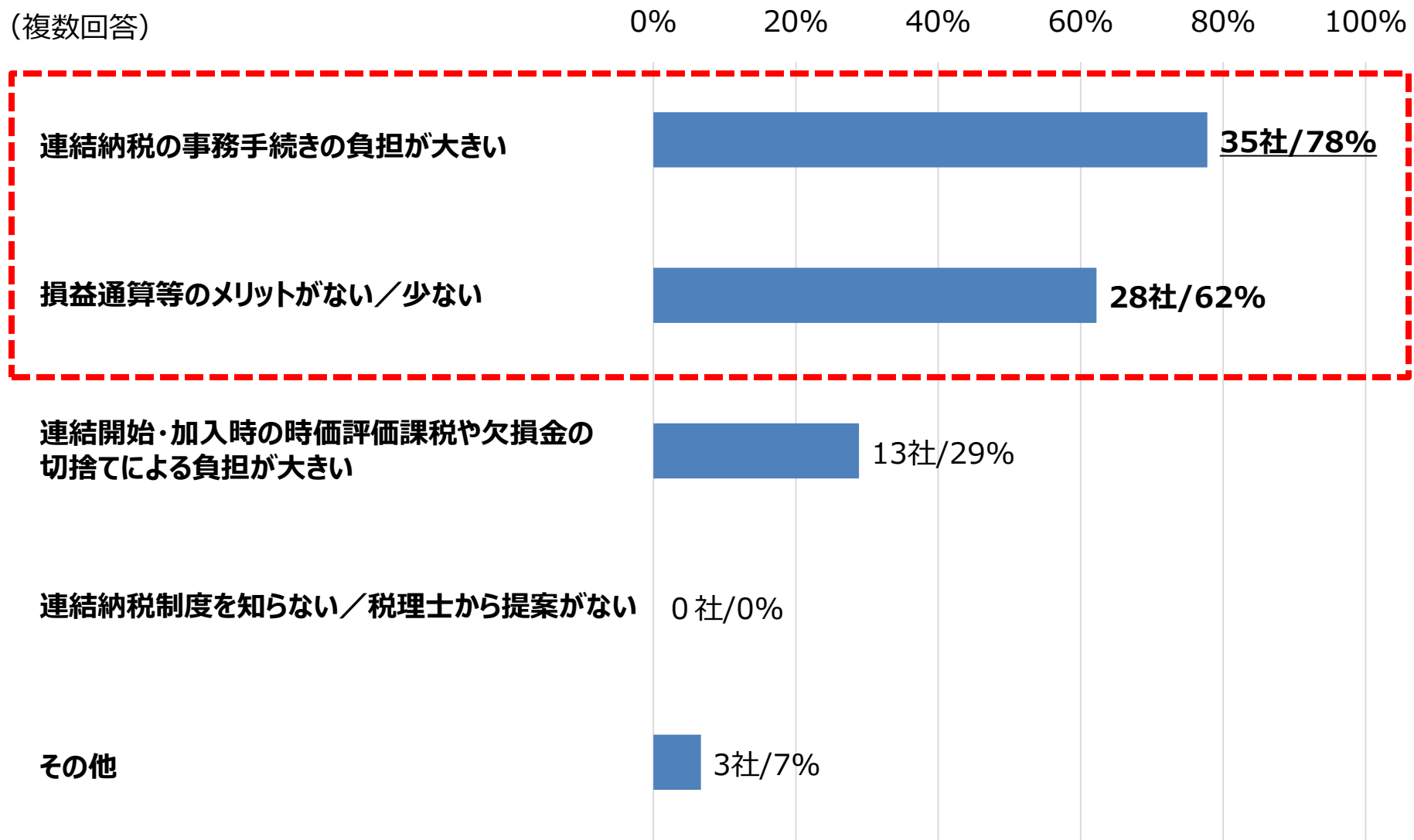
申告納税の事務負担の内訳（複数回答） ※連結納税法人



単体納税法人が連結納税制度を適用しない理由

- 連結納税の事務手続きの負担が大きいとする意見が多数であったが、そもそも、損益通算等のメリットがない／少ないとする企業も半数超存在。

(複数回答)

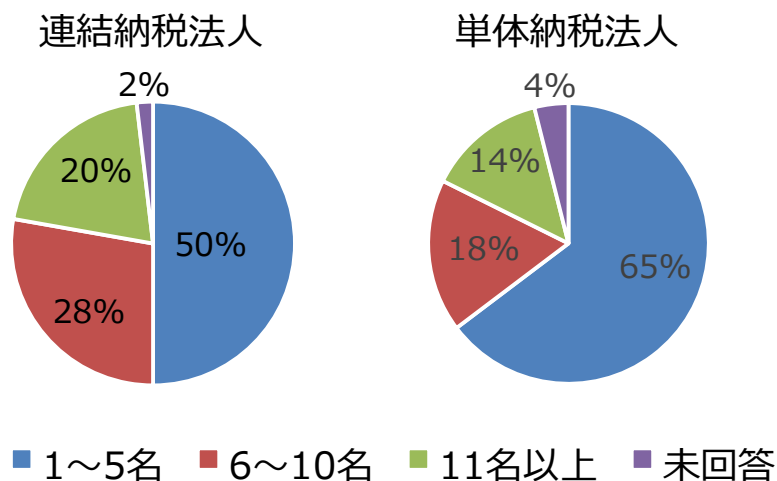


3. 申告納税に関わる状況

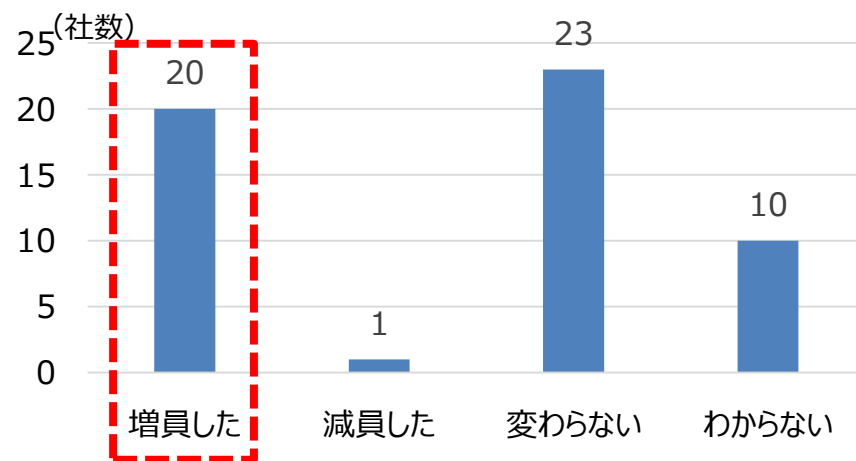
申告納税に係る人員・体制

- 申告納税にかかる親会社の体制については、5人以内の会社が多数（単体納税法人で65%、連結納税法人では50%）。
- 全ての回答企業の部署の人員のうち税務に関する専任者の割合は、単体納税法人、連結納税法人ともに5割に満たない。
- 連結納税導入により人員を増やしたとする企業が20社。

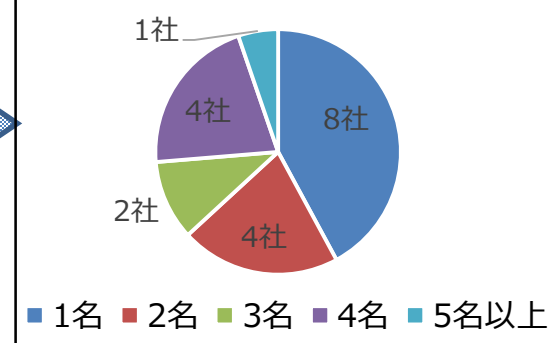
申告納税に係る親会社の体制



連結納税制度適用に当たっての人員の増減



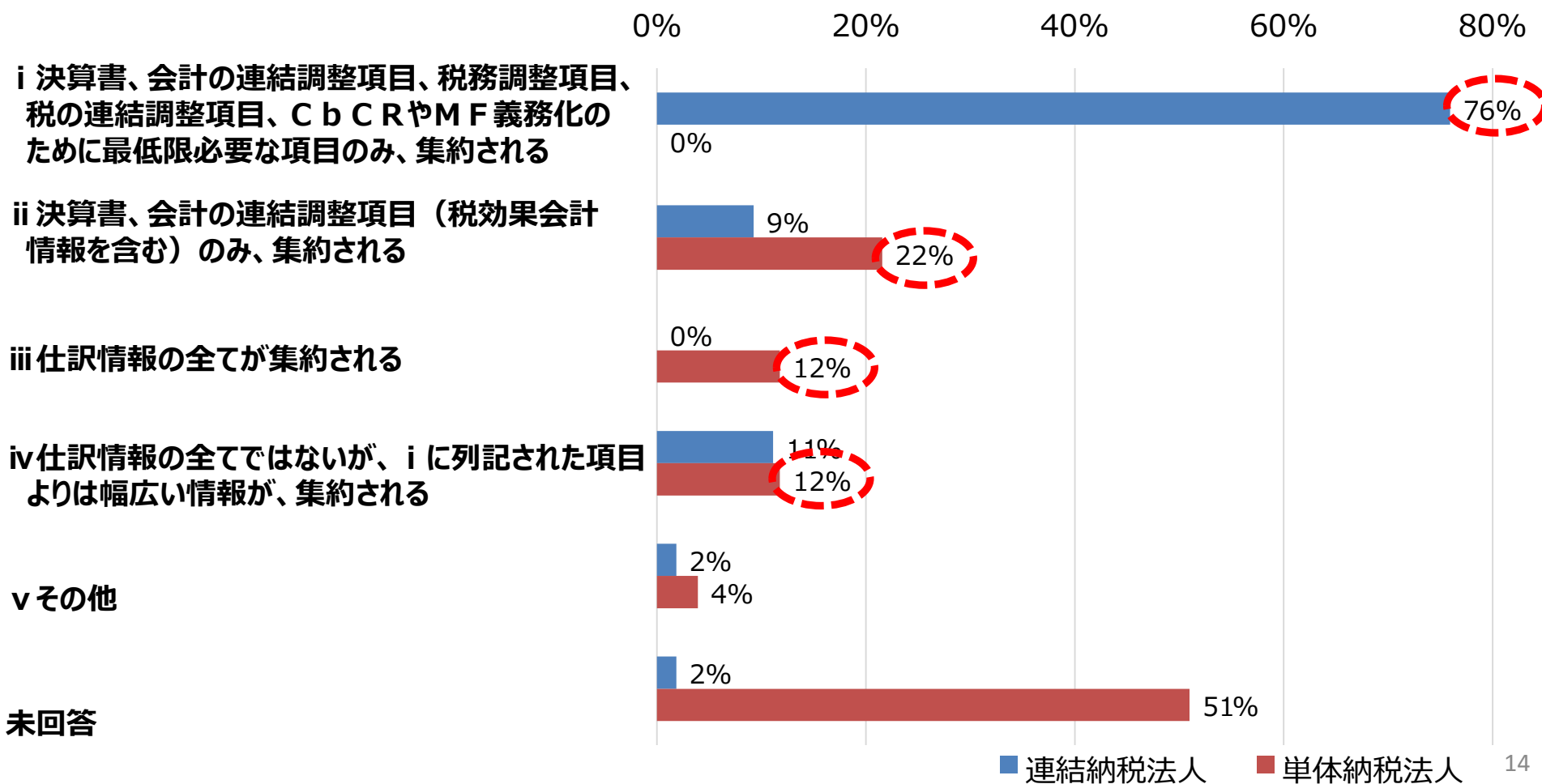
増員した人数



	税務に関する専任者の割合
連結納税法人	43%
単体納税法人	48%

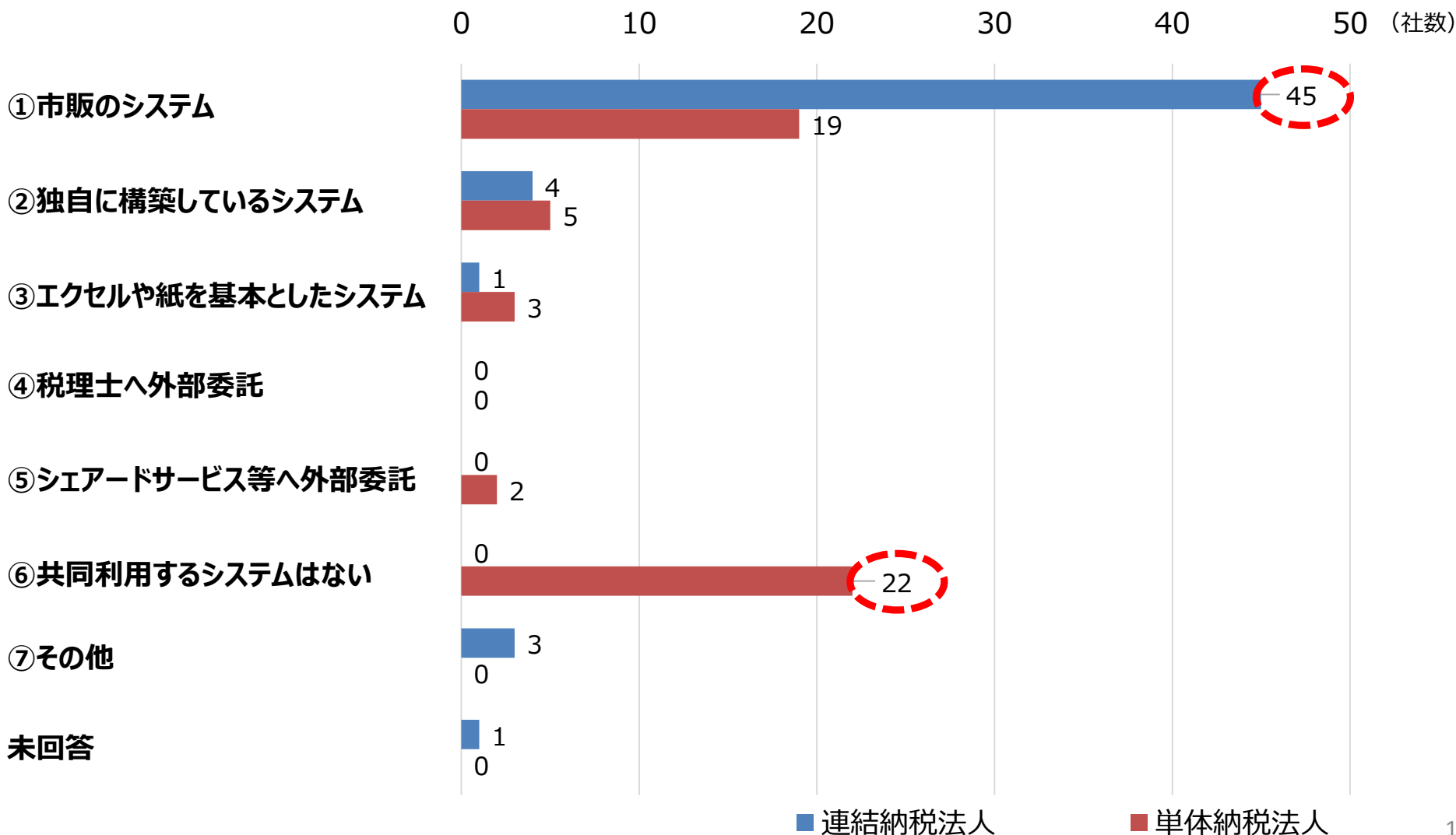
税務情報に関するグループ内での集約化の状況

- 連結納税法人では i のとおり、会計・税務において最低限必要な項目のみ集約される企業が多数
- 単体納税法人では、ii のように会計情報のみ集約する企業が多数である一方、iii のように仕訳情報の全てを集約したり、iv のとおり、幅広い情報を集約するとしている企業も一定数あり(それぞれ12%ずつ)、対応にバラツキがある(もっとも未回答も多い)。



税務情報に係るシステム

- 共同利用しているシステムには、連結納税法人と単体納税法人で大きな違いがあり、連結納税法人の多数は市販のシステムを活用している一方、単体納税法人は共同利用しているシステムがないことが多い。



連結申告書を作成する上での負担

- 申告に必要な情報をグループ企業間でやり取りする手間と計算誤りがあった場合の個別帰属額の再計算と修正申告書の作成をあげる企業が多い。

(複数回答)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

連結申告に必要な情報をグループ企業間でやり取りする手間

47社/87%

計算誤りがあった場合の個別帰属額の再計算と修正申告書の作成

44社/81%

連結固有のグループ調整計算

21社/39%

投資簿価修正の計算

21社/39%

その他

3社/6%

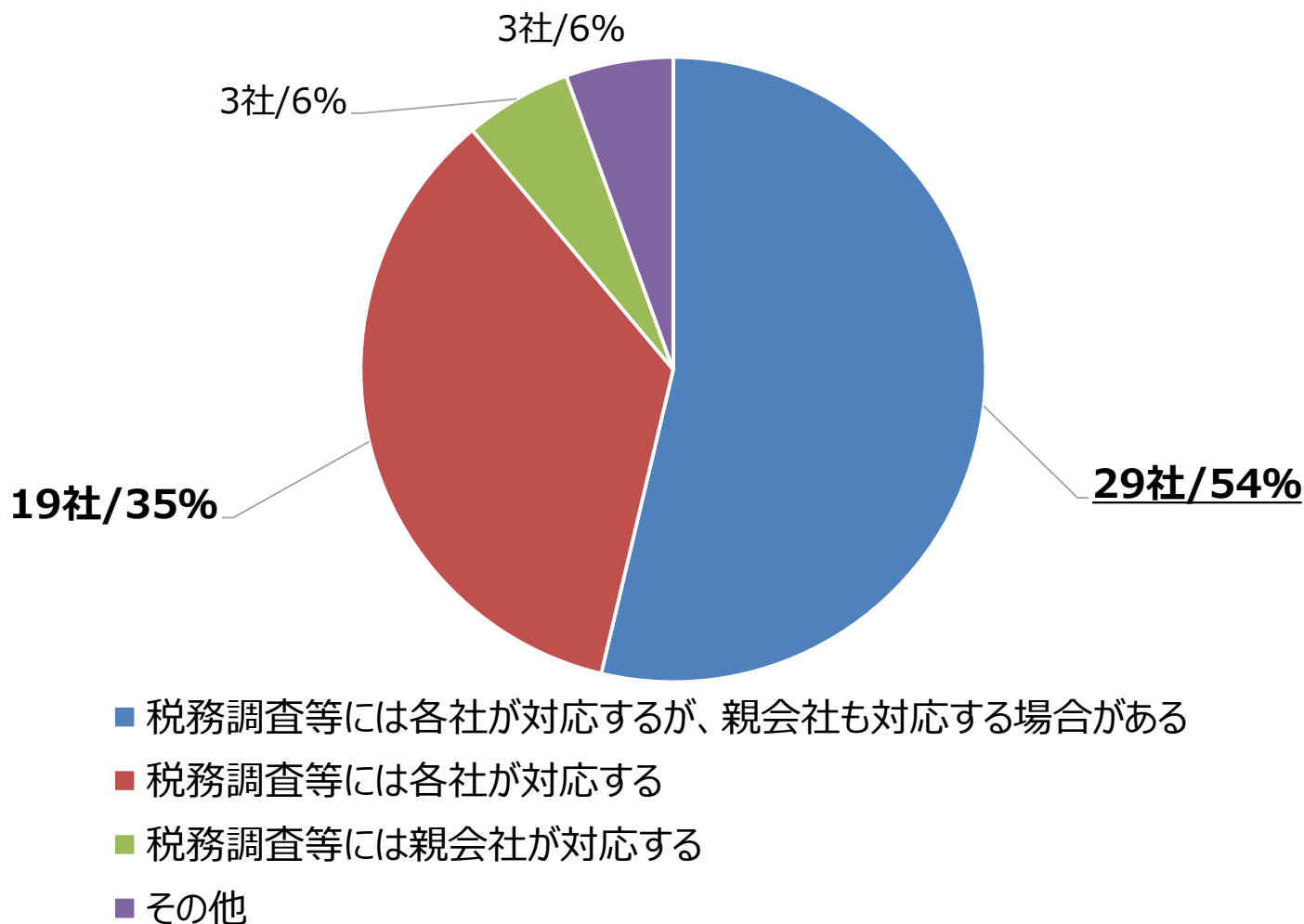
事務負担はない

0社/0%

連結納税法人の税務調査への対応状況

- 「税務調査等には各社が対応するが、親会社も対応する場合がある」とする企業が多く、「税務調査等には各社が対応する」とする企業が続いている。「税務調査等には親会社が対応する」とする企業は少数。

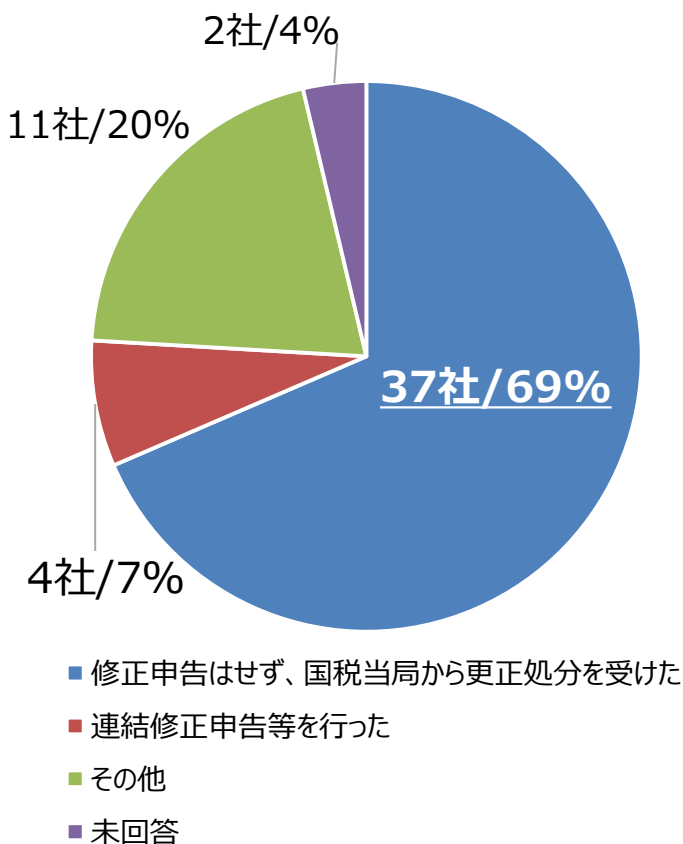
連結納税法人における税務調査の対応状況



計算の誤り等があった場合の対応

- 税務調査等で計算誤りを指摘された場合の対応については、更正処分を受けたとする企業が多数。
- 再計算については、親会社が行うとする企業が多数。
- 事務負担については、「当初申告と同程度の事務負担がある」とする企業が多数で、「当初申告以上の事務負担がある」とする企業も多い。

税務調査等で計算誤りがあった場合の対応について



再計算の方法

(社数)

親会社又はグループ内の特定の会社が
グループ内全社の個別帰属額を再計算する

35

グループ内各社が個別帰属額を再計算して、
親会社に報告する

6

グループ内で個別帰属額の再計算は行わず、
国税当局からの通知金額を利用する

5

個別帰属額の計算は税理士へ外部委託する

1

個別帰属額の計算はシェアードサービス等へ
外部委託する

0

その他

5

未回答

2

修正申告の事務負担

(社数)

当初申告と同程度の事務負担がある

28

当初申告以上の事務負担がある

9

事務負担はあるが、大した手間ではない

4

事務負担は感じない

0

その他

11

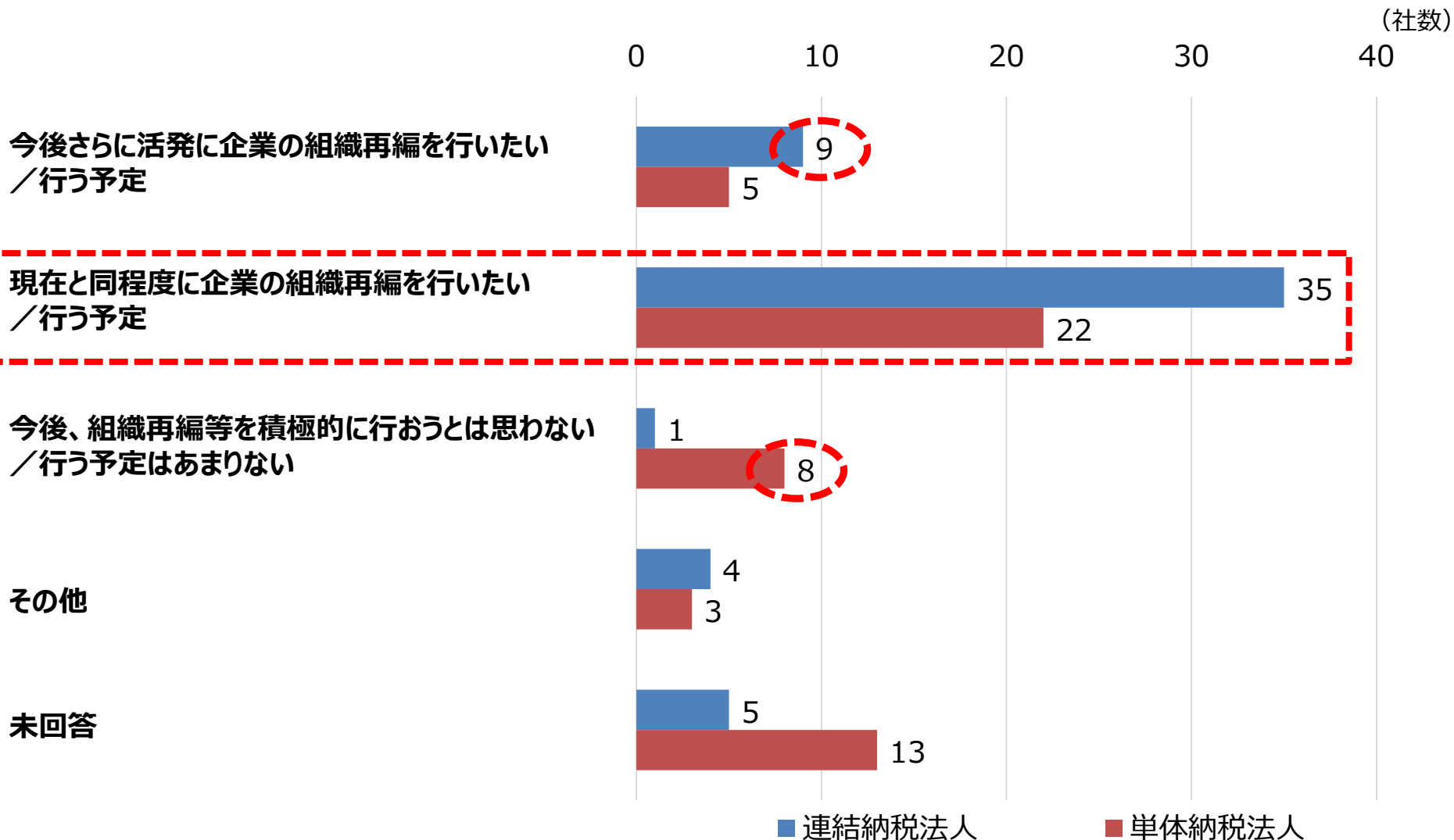
未回答

2

4. グループ経営に関する状況

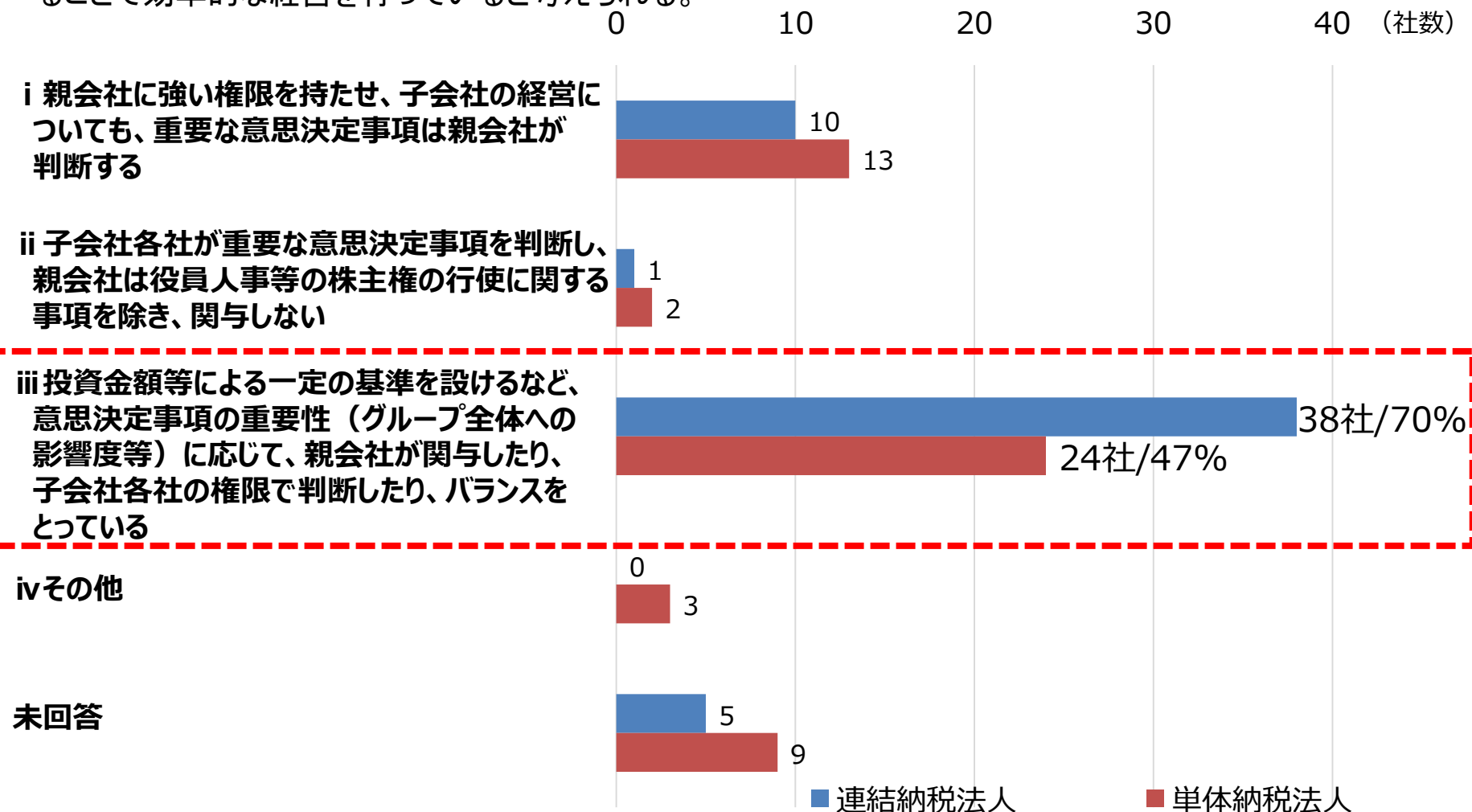
今後の組織再編の意向

- 「現在と同程度に企業の組織再編を行いたい／行う予定」とする企業が多数。
- また、連結納税法人で今後の再編に積極的でない法人はわずか。



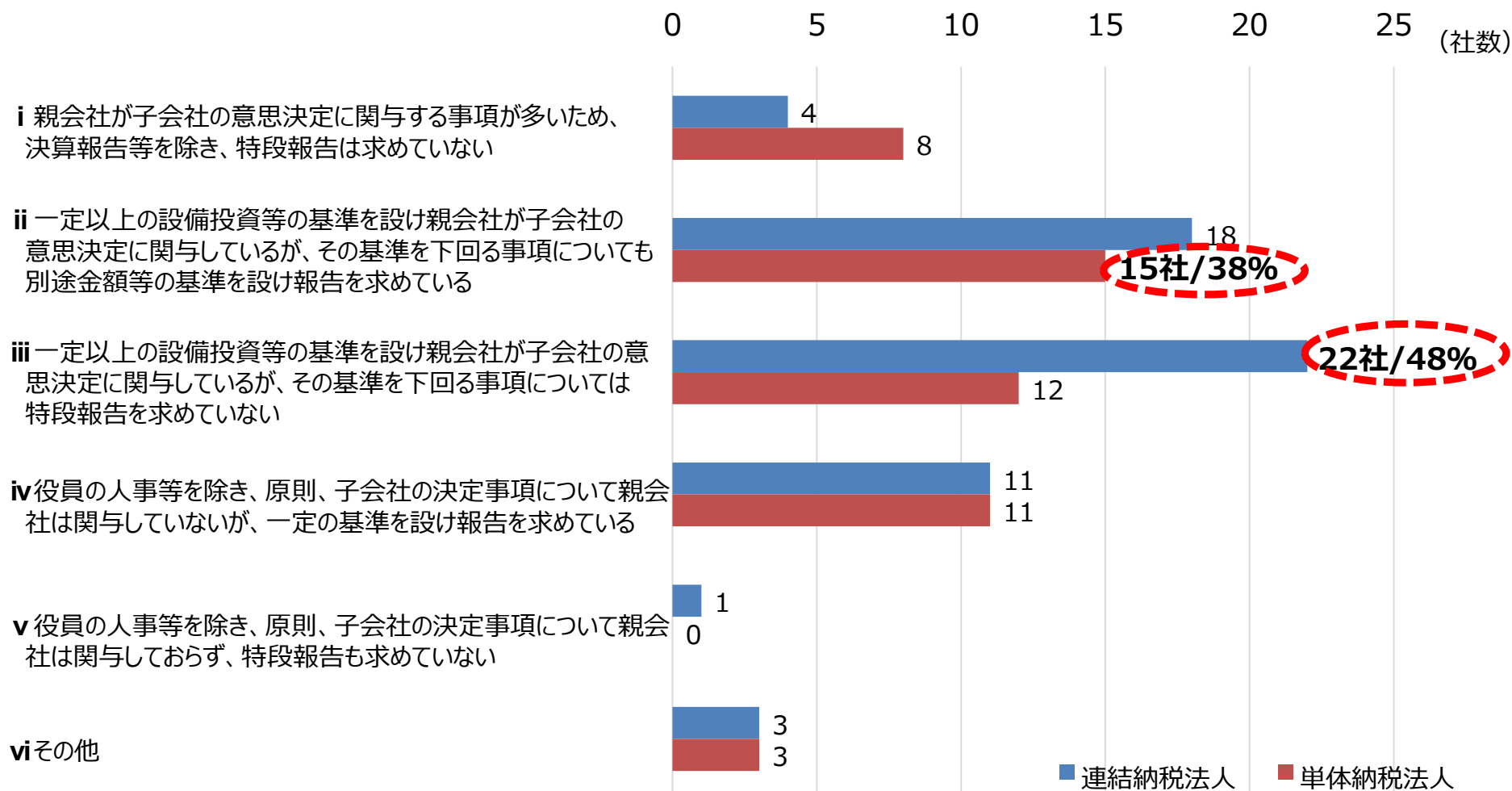
子会社に対する親会社の関与の状況

- 親会社から子会社への権限の移譲については、連結納税法人も単体納税法人もiiiのとおり、意思決定事項の重要性に応じて、バランスをとった形が最多だが、iのように親会社に強い権限を持たせるという中央集権的な考え方を取っている企業も多い。もっとも、回答の分布からすると、iiiとした企業について、連結法人は70%、非連結法人は47%で、むしろ連結法人の方がバランス型の割合が大きい。
- 連結納税法人はグループとして一体的な経営を行いつつも、重要でない意思決定については、子会社に任せることで効率的な経営を行っていると考えられる。



子会社から親会社への経営情報の集約

- 連結納税法人ではiiiの「基準を下回る事項については特段報告を求めている」が多数だが、単体納税法人ではiiの「基準を下回る事項についても別途金額等の基準を設け報告を求めている」が多数となっており、連結納税法人の方が報告義務が緩和されているように見える。iの「親会社が子会社の意思決定に関与する事項が多いため、決算報告等を除き、特段報告は求めている」とする回答も、単体納税法人の8社のほうが連結納税法人の4社よりも多い。



※連結納税企業のうち8社、単体納税企業のうち12社が未回答

5. 連結納税制度に係る企業からの意見

連結納税制度に対する単体納税法人の意見

(連結納税の不便に感じる点)

- 決算時における作業の負担増。
- 時価評価課税の影響が大きく、M&A等のブレーキになる。
- グループ各社で生じた修正へのグループ全体への反映が大変。子会社の所得の修正により連結所得に影響が及ぶことが負担。税務調査により更正が行われた場合の事務負担が非常に大きい。

連結納税制度に対する連結納税法人の意見（１）

（事務負担に関する意見（総論））

- 申告だけではなく、決算処理や業績見通し管理において、グループ全体の取りまとめを親会社で行うため、事務手間がかかる。
- 申告書はシステムで作成されるために負荷がかからないが、親会社として子会社の教育やサポートする必要がある、その手間がかかる。

（修正・更正に係る問題点の指摘）

- 過去の申告に誤りが発見された際や税務調査の際に修正・更正をすると他の法人にも影響が波及するため事務手数が膨大になる。
- 過年度の修正・更正を行った場合、既に連結法人から離脱した法人にも地方税も含めて修正・更正を行うことになるが、グループ外の法人となった場合もあり、処理に手間がかかる。
- 移転価格の更正後の政府間交渉合意による所得調整は、時にかなりの長期にわたる過年度修正が入る場合があり、事務負担が非常に大きくなる。
- 調査更正等で過去事業年度の所得等が変動するとき、所得が動かない会社の税額も変動する。

連結納税制度に対する連結納税法人の意見（２）

（時価評価課税・欠損金の切捨てに関する指摘）

- 時価評価課税や繰越欠損金の切捨てがあることで、保有資産に含み益のある会社や比較的小規模の会社を連結納税に加入させにくい。

（連結納税離脱時に関する指摘）

- 帳簿価額修正により、連結納税加入以前の利益積立金に対しても課税される可能性がある。

（地方税に関する意見）

- 地方税は単体申告のため、結局別体系で税額計算を行う必要がある。
- 地方税も含めた簡素の推進、地方税への連結納税制度の導入を検討してほしい。

（その他、連結納税の見直しに向けた意見）

- 事務負担軽減は必要だが、グループを単一の法人とみなし、一体として扱う連結納税の基本構造は維持すべき。このため、グループ全体で限度額や控除上限を算定する方法は堅持すべき。
- 完全支配関係のない重要な子会社についても、将来的に連結法人の対象範囲としてほしい。

連結納税制度に対する連結納税法人の意見（３）

（連結納税制度の組織再編への影響に係る意見）

◆ 組織再編に対するメリットに係る意見

- 事業分割後も、所得通算を維持できる事で選択肢が広がった。
- 譲渡損益が繰延べられることで、グループ内での資産の移転が行いやすくなった。
- 設立当初の赤字をグループ全体で通算できるため、子会社の新設がしやすくなった。
- 税務情報が収集されたことより、グループ再編等の検討が容易になった。

◆ デメリット・課題に関する意見

- 連結納税加入前後における時価評価・欠損金の切り捨てが組織再編やM & Aを実行するうえで制約となっている。
- 投資簿価修正の計算があることで、組織再編の際の税コストの計算が複雑になっている。